

# 「第360回 判例・事例研究会」

テーマ：名譽毀損における違法性阻却事由（公益目的）について

日 時	令和2年11月11日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 石田嘉奈子

## 【判例】

事件の表示	事 件 名 発信者情報開示請求事件 判 決 平成26年7月4日／東京地方裁判所／民事第49部／判決／平成26年（ワ）4045号
事案の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>● 本件は、インターネット上の電子掲示板になされた氏名不詳者による各投稿によって権利を侵害されたとするXが、上記投稿者に対する損害賠償請求権の行使のために、上記投稿者にインターネット接続サービスを提供したYに対し、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下、「プロバイダ責任制限法」という。）4条1項に基づき、上記投稿者の氏名、住所等の各情報の開示を求める事案である。</li><li>● 本件掲示板は、クチコミという形式で転職活動に有益な情報を共有ないし交換するサイトである。上記各投稿をした者は、いずれも、現在、Xの社員であることを表示して、以下記載の各投稿（以下、まとめて「本件投稿」という。）をしている。</li><li>● 本件投稿は、以下の内容である。</li><li>● ①「出産・育児休暇は男女ありません。」「有給とるしかありません。」</li><li>● ②「意見すればクビになるので言えない人ばかりでした。」「約6年で150人以上入れ替わりました。」</li><li>● ③「葬式や新婚旅行などの特別休暇はありません。有休使用になります。育児休暇もありません。嫁が出産し旦那が数日有休にて休んだらクビになりました。社長の気分でクビになりますので注意が必要です。」</li></ul>

<b>論点</b>	<p>名誉毀損の不法行為において、どのような場合に違法性が阻却されるか。</p>
<b>判旨</b>	<p><b>【論点の判断】</b></p> <p>名誉毀損の不法行為については、その行為が公共の利害に関する事実に係り、その目的が専ら公益を図るものである場合には、摘示された事実がその重要な部分において真実であることの証明があれば、上記行為の違法性は阻却されるものと解される。</p> <p><b>【本件へのあてはめ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ア 公共の利害に関する事実 <p>まず、本件掲示板は、クチコミという形式で転職活動に有益な情報を共有ないし交換するサイトであるところ、本件投稿の内容は、いずれも、転職活動をする者にとって、Xという企業に関する有益な情報であるといえるので、公共の利害に関する事実でないことが明白であるとはいえない。</p> </li> <li>● イ 公益目的 <p>次に、本件掲示板の目的及び本件投稿の内容に照らすと、本件投稿が専ら公益を図る目的でなされたのではないことが明白であるとはいえない。</p> </li> </ul>